

本書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
ご契約にあたっては本書の内容を必ずお読みください。

中央電力エナジー株式会社
2025年10月1日実施

重要事項説明書〔高圧・特別高圧〕（燃料費等調整ゼロプラン特約）

この重要事項説明書〔高圧・特別高圧〕（燃料費等調整ゼロプラン特約）（以下「本書」といいます。）は、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたって、需給契約に基づく電気の供給条件について重要な事項を記載したものです。本書に記載のない事項については、中央電力エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める電気需給約款〔高圧・特別高圧〕（以下「需給約款」といいます。）および選択約款（燃料費等調整ゼロプラン特約）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。

需給約款、選択約款（燃料費等調整ゼロプラン特約）および託送約款等は、当社および当該一般送配電事業者のホームページにそれぞれ掲載されておりますので、あらかじめご確認ください。

1. 需給契約の申込方法等

- （1）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- （2）当社は、販売代理店（媒介事業者）を通じて、お客さまからの申込みを受け付けることがあります。
- （3）需給契約に基づく電気の供給は、小売電気事業者である当社が行います。

2. 需給契約の成立および契約期間

- （1）需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
なお、当社が承諾したときは、原則として、当社とお客さまとの協議が調い、当社所定の様式による申込みを当社が受領した日といたします。なお、需給契約書を作成する場合には、需給契約書に調印を行った日とし、その年月日は需給契約書に記載いたします。
- （2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。また、契約期間満了の3か月前までにお客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
ただし、お客さまと当社との協議により、需給契約書等においてこれと異なる契約期間を定めることがあります。

3. 供給電圧および周波数

特別高圧電力は、原則として供給電圧20,000ボルト以上、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします。高圧電力は、原則として供給電圧6,000ボルト、周波数50ヘルツまたは60ヘルツとします

4. 契約電力の決定方法

- （1）高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合
契約電力は、原則として、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
- （2）高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合、または特別高圧で電気の供給を受ける場合
契約電力は、原則として、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただき、当社との協議によって定めます。

5. 料金および使用電力量の算定方法

- （1）料金は、基本料金、電力量料金および別表4再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、電力量料金に燃料費等調整額を加えないものとします。なお、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は季節や時間帯などの区分に応じて電力量料金の単価が設定されている場合には、当該区分ごとに使用された電力量に基づき、当該区分の電力量料金を算定いたします。
- （2）料金の算定期間は、原則として「1月」とし、需給約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金については、日割計算を行います。
- （3）使用電力量は、原則として託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
- （4）お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

6. 工事費等の負担

- （1）当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- （2）当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- （3）託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

7. 料金等の支払方法

料金については毎月、工事費等についてはそのつど、原則として口座振替または払い込みの方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金のお支払いに要する費用は、お客さまに負担していただきます。

8. 託送約款等に定められたお客さまの責任

- （1）お客さまには、託送約款等に定められた需要者の義務として定められている事項を遵守していただきます。

- (2) 当社および当該一般送配電事業者は、需給約款および託送約款等にもとづく業務を実施するため、お客さまの承諾をえて需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (3) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。
 - イ 引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

9. 電気の使用法の制限等

- (1) 当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- (2) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金単価を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (3) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

10. 需給契約の変更

- (1) お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 当社は、国内の電力事情、事業環境等に急激な変化（法令または制度の変更、発電用燃料費の高騰および一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰を含みます。）が生じた場合、当社からのお見積り実施時に前提としていた各種条件を満たさなくなる場合（設備の増減節など電気の使用状況が変化する場合、お客さまから需給契約数の増減の申し出を受けた場合などを含むがこれらに限らない。）など、需給契約の内容を適当な水準に見直すために必要があると判断した場合には、契約期間満了前であってもお客さまに需給契約の変更（料金単価その他需給契約書等において定める個別の供給条件の変更を含みます。）を申し入れることができるものといたします。この場合、当社があらかじめお知らせした期限までにお客さまから書面による解約の意思表示がないときは、需給契約の変更について当社との間で協議が調ったものとみなし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。
 なお、お客さまがこの規定により需給契約を解約される場合は、当社は、お客さまから当該解約を理由とする解約金を申し受けないものとし、工事費の精算を除き、当該解約を理由とする料金の精算は行わないものいたします。

11. お客さまによる需給契約の解約

- (1) お客さまが需給開始後に需給契約を解約しようとする場合は、原則として解約希望日の3か月前までにその期日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。
- (2) お客さまが需給契約成立後に需給開始に至らないで需給契約を解約しようとする場合は、原則として供給開始日に先立って、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。この場合、需給契約はお客さまと当社との協議によって定めた解約の期日に消滅いたします。なお、この場合、当社は、原則としてお客さまから解約金として基本料金3か月相当分（ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金の割引は適用いたしません。）を需給契約の解約の期日に申し受けます。

12. 当社による需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

- イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
- ロ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ニ 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ホ お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用したことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合
- ヘ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ト お客さまが破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合
- チ お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- リ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヌ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
- ル お客さまが需給約款および需給契約書等の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

13. 需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- イ 需給約款38(1)本文の定めにかかわらず、この選択約款の適用を受ける需給契約の締結において、お客さまが需給契約成立後に当社との需給契約を解約しようとする場合は、当社は、次の式で算定される電力量料金に25パーセントを乗じた金額（以下「本解約金」といいます。）をお客さまから申し受けます。なお、供給月数および残存月数に1月未満の端数が出る場合は、本解約金について、当社とお客さまとの間で協議のうえ決定するものとします。

$$\{(供給期間の電気使用量 \div 供給月数) \times 電力量料金の平均単価\} \\ \times 需給契約の消滅日から契約期間満了日までの残存月数$$

ただし、お客さまが廃業されることによる需給契約の廃止や低圧へ需給契約を変更する等、

- 当社が料金を精算しないことを適当と認めた場合を除きます。
- ロ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合は、契約電力を新たに設定し、または増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、減少された契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき料金の20パーセントを割増したものを原則として適用いたします。この場合、当社は、20パーセントを割増した料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。
なお、割り増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力の減少分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。
 - ハ 当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅または変更にもなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

14. その他の重要事項

- (1) 当社との需給契約の成立および需給の開始にともない、お客さまが他の小売電気事業者と締結されている現在のご契約は終了いたします。現在のご契約の終了にともない、現在ご契約されている他の小売電気事業者から精算金や解約金などが請求される場合があります。詳しくは、現在ご契約されている他の小売電気事業者にお問い合わせください。
- (2) お客さまが現在ご契約されている他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等は、当社との需給契約にもとづく供給開始日以降は、適用されません。また、当社との需給契約終了後に現在ご契約されている他の小売電気事業者と再契約をされる場合、現在のご契約内容と同一条件でご契約できないことがあります。なお、再契約される場合には、現在他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等が適用されないことがあります。
- (3) お客さまが需給契約にもとづく供給開始日より前に電気を使用していた場合の電気のご使用は無契約での電気の使用となるため、遡及して当社との需給契約の締結が必要になります。
- (4) 当社は、需給約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、需給契約の料金その他の供給条件は、変更後の需給約款によります。

15. 個人情報の取扱い

- (1) 当社および販売代理店(媒介事業者)は、お客さまの個人情報を次の目的およびプライバシーポリシーに定める目的において利用いたします。
 - イ 電力小売などの当社の事業につき、お客さまからの申込み、商談にあたり、適切な対応を行うため。
 - ロ お客さまとの需給契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、需給契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
 - ハ 当社、当社グループ各社および提携会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
 - ニ お客さまによりよい商品、サービスを提供することを目的としたマーケティング分析に利用するため。
 - ホ 当社において経営上必要な各種の管理を行うため。
- (2) (1)のほか、当社は、プライバシーポリシーに従い、お客さまの個人情報を必要な範囲で当社グループ各社、提携会社等と共同利用することがあります。この場合の共同利用の目的、共同利用者の範囲等については、プライバシーポリシーに定めるとおりといたします。
- (3) プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

16. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまおよび当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）および次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。
 - イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまおよび当社は、相手方が(1)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものといたします。

17. 特約の内容

- (1) お客さまが、次のいずれかの特約を内容とする選択約款の適用を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただき、当社が当該申込みを承諾したときに特約を適用いたします。
 - イ カーボンフリー特約は、当社が、環境価値を有する証書等有する環境価値を付加することにより、実質的にCO2排出量がゼロとみなされる電気をお客さまに供給することを内容といたします。
 - ロ 再エネ特約は、当社が、再生可能エネルギー由来の環境価値を有する証書等有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギーとみなされ、実質的にCO2排出量がゼロである電気をお客さまに供給することを内容といたします。
 - ハ 再エネ RE100 特約は、当社が、再生可能エネルギー由来でRE100の適用条件を満たす属性情報が付与された環境価値を有する証書等有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギー電気とみなされ、実質的にCO2排出量がゼロであり、RE100への適用が可能な電気をお客さまに供給することを内容といたします。
- (2) (1)の各特約における電源構成および非化石証書の使用状況については、当社のホームページをご確認ください。

需給契約の申込みおよび変更ならびに需給契約に関する苦情その他のお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

<小売電気事業者>

小売電気事業者の名称 : 中央電力エナジー株式会社
代 表 者 名 : 代表取締役社長 村田 佑介
登 録 番 号 : A 0 0 2 0
本 店 所 在 地 : 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 14階
お 問 い 合 わ せ 先 : 0 5 0 - 2 0 1 8 - 7 8 5 6 (受付時間 午前9時～午後5時)
※土日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除きます。

<販売代理店(媒介事業者)> ※販売代理店(媒介事業者)を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、需給約款19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

(4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止

期間中の日数には含みません。